



平成 23 年 5 月 30 日

各 位

上場会社名 常 磐 興 産 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 斎藤 一彦
コード番号 9 6 7 5 (東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役執行役員管理本部長 秋田 龍生
電 話 番 号 0 3 - 3 6 6 3 - 3 4 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 5 月 30 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 93 回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ①新規事業に関する目的を追加するとともに、当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、所要の変更を行うものであります。
- ②公告閲覧の周知性の向上および公告手続の合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更するとともに、止むを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置について規定するものであります。
- ③法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役の選任およびその選任に係る決議が効力を有する期間等について新設するものであります。

2. 変更の内容

変更案の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|----------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 23 年 6 月 29 日 (水) |
| 定款変更の効力の発生日 | 平成 23 年 6 月 29 日 (水) |

以 上

(別 紙)

< 定款変更の内容 >

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする</p> <p>1. 観光娯楽スポーツ施設、全身美容治療施設の経営</p> <p>2. ホテル、旅館の経営</p> <p><u>3. 紙製容器その他包装用品の製造、販売</u></p> <p><u>4. プレストレスト・コンクリート工事その他土木建築工事の設計、施工請負</u></p> <p><u>5. プレストレスト・コンクリート製品その他セメント二次製品の製造、販売ならびにそれらの製造用具の製作、販売</u></p> <p><u>6. 鋼橋の設計、製作、販売ならびに施工請負</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>7. 次の商品に関する売買業、問屋業、輸出入業、代理業、仲立業、製造業、修理業および加工業</p> <p>イ、 石炭およびその加工品、石油類、液化石油ガスおよび高圧ガス類</p> <p>ロ、 鉄鋼、鋳鉄および非鉄金属類ならびにその製品</p> <p>ハ、 木材、セメントおよびその製品、その他土木建築資材</p> <p>ニ、 建設、電気、鉱山、化学、工作等の各種機械、器具、装置</p> | <p>(目的)</p> <p>第 2 条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>3. <u>広告の企画、製作および代理店業</u></p> <p>4. <u>旅行業法に基づく旅行業</u></p> <p>5. <u>旅行代理店業</u></p> <p>6. <u>インターネットによる情報サービス業</u></p> <p>7. (現行どおり)</p> <p>イ～ト (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--------------------|
| ホ、 住宅関連機器 ヘ、 化粧品、医薬部外品 ト、 食用油、食品、日用雑貨 <u>チ、 荷役運搬機械および設備、制御機械 および装置、水処理機械および装置 等、公害防止機器その他関連機器</u> | (削 除) |
| 8. 不動産の売買、賃貸、仲介、所有、管理および鑑定評価 | 8. (現行どおり) |
| 9. 住宅等建物の建築、販売、賃貸、維持管理ならびに土地の造成および販売 | 9. (現行どおり) |
| 10. 建築工事の請負ならびに企画、設計、監理およびコンサルティング業務 | 10. (現行どおり) |
| <u>11. 地域開発、都市開発、環境整備等事業 ならびにこれらに関する請負、企画、 設計、監理およびコンサルティング業 務</u> | (削 除) |
| 12. 倉庫業 | <u>11.</u> (現行どおり) |
| 13. 港湾荷役業 | <u>12.</u> (現行どおり) |
| 14. 貨物自動車運送業 | <u>13.</u> (現行どおり) |
| 15. 食堂、喫茶店の経営 | <u>14.</u> (現行どおり) |
| 16. 緑化事業 | (削 除) |
| 17. 鋳 業 | (削 除) |
| 18. 古物売買業 | <u>15.</u> (現行どおり) |
| <u>19. 自動車に関する整備および修理業、 販売業、リース業およびレンタカー業</u> | <u>16.</u> (現行どおり) |
| 20. 産業廃棄物収集運搬業 | <u>17.</u> (現行どおり) |
| <u>21. 損害保険および自動車損害賠償補償法 に基づく保険代理業ならびに生命保 険の募集に関する業務</u> | <u>18.</u> (現行どおり) |
| 22. <u>水道施設工事業、管工事業および電気 工事業</u> | (削 除) |
| 23. 前各号に付帯関連する一切の事業 | <u>19.</u> (現行どおり) |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する (新 設)</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 29 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする (新 設)</p> | <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う</u></p> <p>(監査役および補欠監査役の選任方法)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会の決議によって補欠の監査役（以下「補欠監査役」という。）を選任することができる</u></p> <p>3 監査役および補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会開始の時までとする</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------|---|
| (新 設) | 4 <u>補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする</u> |

以 上